

○秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

（１）賃貸事業名

秋田県教育委員会 IT 化システムサーバ機器等賃貸借

（２）借入物品の仕様及び数量

仕様書のとおり

（３）契約期間

契約締結の日から令和 12 年 9 月 30 日まで（機器の賃貸借期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの 60 ヶ月とする）

（４）調達物品の設置場所

仕様書のとおり

（５）長期継続契約

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年秋田県条例第 9 号）に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除する場合がある。この場合に、契約の相手方は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

（５）過去 5 年以内に国又は地方公共団体において同種同業の受託実績を有する者であること。

（６）当該契約に係る必要書類等を提出していること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約事項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合わせ先

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 2 号

秋田県教育庁教職員給与課 調整・旅費・システムチーム

電話番号 018-860-5122

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 7 月 1 日（火）までの期間、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 7 月 1 日（火）までの午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。

(2) 提出場所及び問合せ先

次の場所へ持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 4 時までに必着のこと。

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 2 号

秋田県教育庁教職員給与課 調整・旅費・システムチーム

電話番号 018-860-5122

5 入札執行の日時及び場所

令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 2 時

秋田地方総合庁舎 6 階 606 会議室

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「規則」という。）第 160 条から第 163 条の規定による。

7 その他

(1) 入札の方法

入札金額は 1 か月の賃貸借料とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第 166 条の規定による。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。